

ひとり親家庭 ホームヘルプサービスのご案内

就労等のため家事・育児にお困りのご家庭にヘルパーさんを派遣します

【利用できる方】

ひとり親となって2年以内で中学3年生以下のお子さんがある家庭、
2年経過した場合は小学6年生以下のお子さんがある家庭が対象です。

【派遣回数と派遣時間】

派遣回数...月最大12回まで。

派遣時間...午前7時～午後10時の間で、1日1回2時間以上8時間まで。

【ホームヘルプサービスの内容】

- ・ お子様の見守り
- ・ 掃除
- ・ 食事のお世話、後片付け
- ・ 洗濯
- ・ 調理

保育園・学童保育所への送迎、お買い物、お子様を公園等で遊ばせる等
外出は一切できません。

お子様がいない時間帯には派遣できません

祖父母に預ける等お子様を見られる方がいる場合も派遣できません。

【利用料金】

《参考》 金額は目安です

	前年の給与収入
扶養1人	518万円未満
扶養2人	565万円未満
扶養3人	613万円未満

前年の給与収入が左表に該当する場合は無料で利用できます

それ以外の場合は所得に応じ利用料金を負担していただきます。

《1時間あたり》 250円～

利用料金の詳細は担当までお問い合わせください

【申請方法】

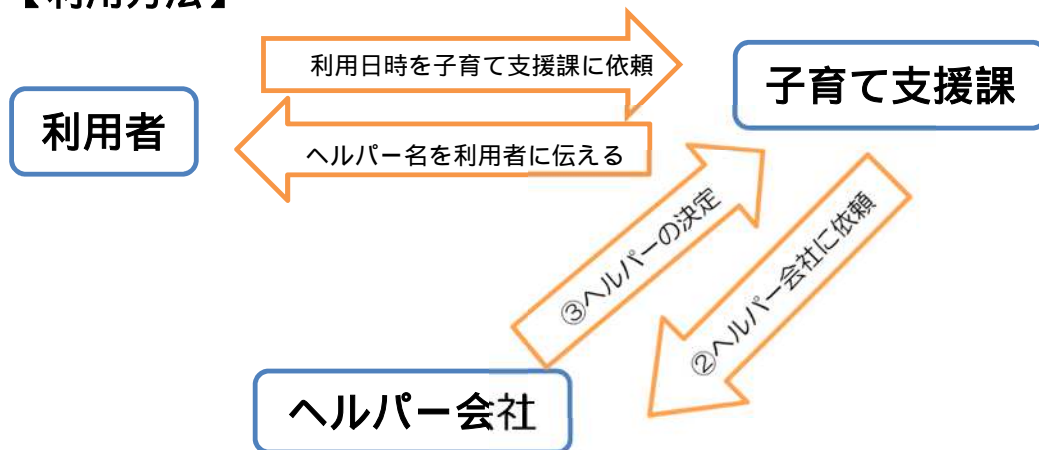
申請は市役所本庁舎4階子育て支援課窓口で受け付けます。

(南口総合事務所・市民部各事務所では受け付けできません)

《必要書類》

- ・ 派遣申請書
- ・ 就労証明書
- ・ 誓約書

【利用方法】



ヘルパー利用を希望する場合は子育て支援課に希望日時・依頼内容をお伝えください。受付は利用日前日の午前11:00までです。翌月のご利用日が決まっている場合は、前月の20日以降に受付します。

子育て支援課からヘルパー会社に派遣の依頼をします。

派遣できるヘルパー名を子育て支援課に伝えます。

利用者に決定したヘルパー名を伝えます。

派遣会社に依頼してもヘルパーが見つからない場合もありますのでご了承ください。

【利用日当日】

派遣開始

ヘルパーがお約束の日時に伺います。対象児童が小学生以上のお子様の場合は保護者の方の引継ぎなく利用開始できます。初めて伺う場合などヘルパー会社から連絡が入る場合があります。

派遣終了

保護者が帰宅して派遣終了となります。終了時は必ず保護者の引継ぎが必要です。ヘルパーが持っている報告書に確認の印を押してください。

【注意事項】

保育園、学童保育所を利用できる時間帯は、そちらを優先となります。利用時間の変更・キャンセルは速やかに子育て支援課にご連絡ください。やむを得ない理由以外の当日キャンセルは自費にてお支払いただく場合があります。伝染性の疾患（インフルエンザ・水ぼうそう・とびひなど）にかかっている場合は利用できません。

【お申し込み・お問い合わせ】

〒192-8501

八王子市元本郷町三丁目24番1号

八王子市子ども家庭部子育て支援課

電話 042-620-7300